

諏訪湖の環境改善に係る専門家による検討の場設置要綱

(設置)

第1 諏訪湖の水環境保全に係る総点検及び諏訪湖で生じている課題への対応を検討するに当たり、諏訪湖の水質保全等に関し専門的知識を有する者の意見を聴取するため、諏訪湖の環境改善に係る専門家による検討の場（以下「検討の場」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 検討の場は、諏訪湖及びその流域に関する次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 水環境保全に係る総点検
- (2) ヒシの大量繁茂、湖底の貧酸素などの課題への対応
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3 検討の場は、委員8名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者等のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第4 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

(委員長)

第5 検討の場に委員長を置く。

2 委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6 検討の場の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7 検討の場の庶務は、長野県環境部水大気環境課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、検討の場の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月23日から施行する。